

## &lt;&lt; 費用対効果分析説明資料 &gt;&gt;

事業名	林道事業（育成林整備事業）	地区名等	黒崎大間越線
-----	---------------	------	--------

## 【費用対効果の算定内容】

費用対効果分析については、「林野公共事業における事業評価マニュアル」（平成31年度版）に基づき算定した。算定式は次式のとおりである。

$$B/C = \frac{\sum_{t=1}^Y B_t / (1+i)^t}{\sum_{t=1}^Y C_t / (1+i)^t}$$

※ B：便益（全ての評価対象便益の合計）      b：年数  
C：費用（初期投資＋保育・維持管理費用）      i：社会的割引率（4%）      Y：評価期間

## 【統一的な事項】

- (1) 費用及び便益の現在価値：費用について、過去の事業費（実績値）はデフレーターを用いて評価時点の名目価格に統一する。便益については、過年度の単価を用いて算定されている年度があるなど統一が図られていない場合のみ、デフレーターを用いて基準年度の名目価格に統一することとする。
- (2) 評価基準年：平成31年度を基準年度とする。
- (3) 評価期間：事業完了後40年間とする。

## 【費用対効果の分析結果】

(単位：千円)

項目	評価額	備考
木材生産等便益	49,825	
木材生産等経費縮減便益	7,016	路網整備による高性能機械利用と輸送トラック大型化による縮減便益
木材利用増進便益	4,788	搬出間伐の搬出割合が向上される便益（30%→75%）
木材生産確保・増進便益	38,021	木材生産が引き続き確保される便益（着手以降の生産量が便益対象）
森林整備経費縮減等便益	816,325	
森林整備促進便益	816,325	森林整備着手以降（利用間伐のみ）の水源かん養、山地保全便益、環境保全便益
森林の総合利用便益	200,385	
フォレストアメニティ施設利用便益	200,385	白神岳との交流資源として活用される便益
災害等軽減便益	663,452	
災害時迂回路等確保便益	663,452	国道101号線が自然災害で遮断された際の迂回路、避難路としての便益
総便益（B）	1,729,987	
総費用（C）	1,411,848	林道整備事業と維持管理費に要する費用を総和とし、社会的割引率（4%）により現在価値化している

$$B/C \text{ (再評価時点)} = 1,730 \text{ 百万円} / 1,412 \text{ 百万円} \approx 1.225 \approx 1.23$$

第六次青森県環境計画  
 開発事業等における環境配慮指針チェック表  
 (土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 : 育成林整備事業(黒崎大間越線) )

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	<b>1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮</b>	
	<b>(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。</li> </ul>	法面緑化
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。</li> </ul>	法尻の保護
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑止する。</li> </ul>	
	<b>(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。</li> </ul>	地形に沿った線形とし、改変規模の縮小に努めている
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。</li> </ul>	
	<b>(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。</li> </ul>	

(事業名 : 育成林整備事業(黒崎大間越線) )

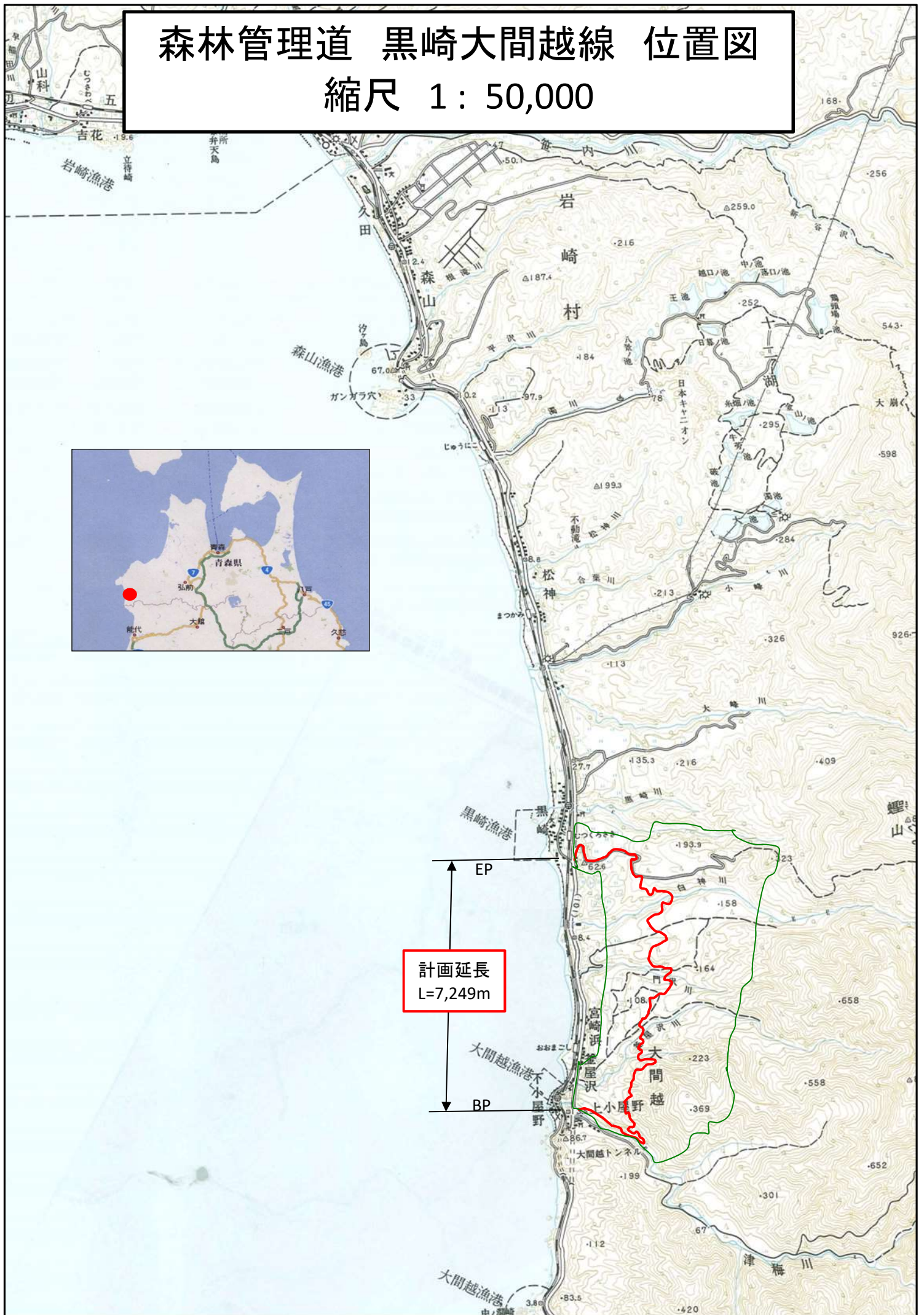
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(4) 海域の改変に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境へ流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置に当たっては、海岸景観の保全と周辺の地域景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(5) 建設機械の稼働に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺的生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(6) 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(7) 廃棄物処理等への配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(1) 道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生動物の繁殖地や生息地の移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等の整備に当たっては、大気汚染物質が滞留しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスによる営業の防止と、緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の形成に配慮し、適切な緑化などによる景観の保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化など良好な景観の形成に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	

(事業名 : 育成林整備事業(黒崎大間越線) )

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断の未然防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(3)低層建築物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、眺望景観の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不浸透域化の防止や地下浸透対策など地下水の涵養機能の維持や向上に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより、快適な居住環境の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の雨水等の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による眺望景観の遮へい防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へい防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(5)高架構造物の建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送電線や鉄塔などの高架構造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に十分配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮</b>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底地盤が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。</li> </ul>	

# 森林管理道 黒崎大間越線 位置図

縮尺 1 : 50,000

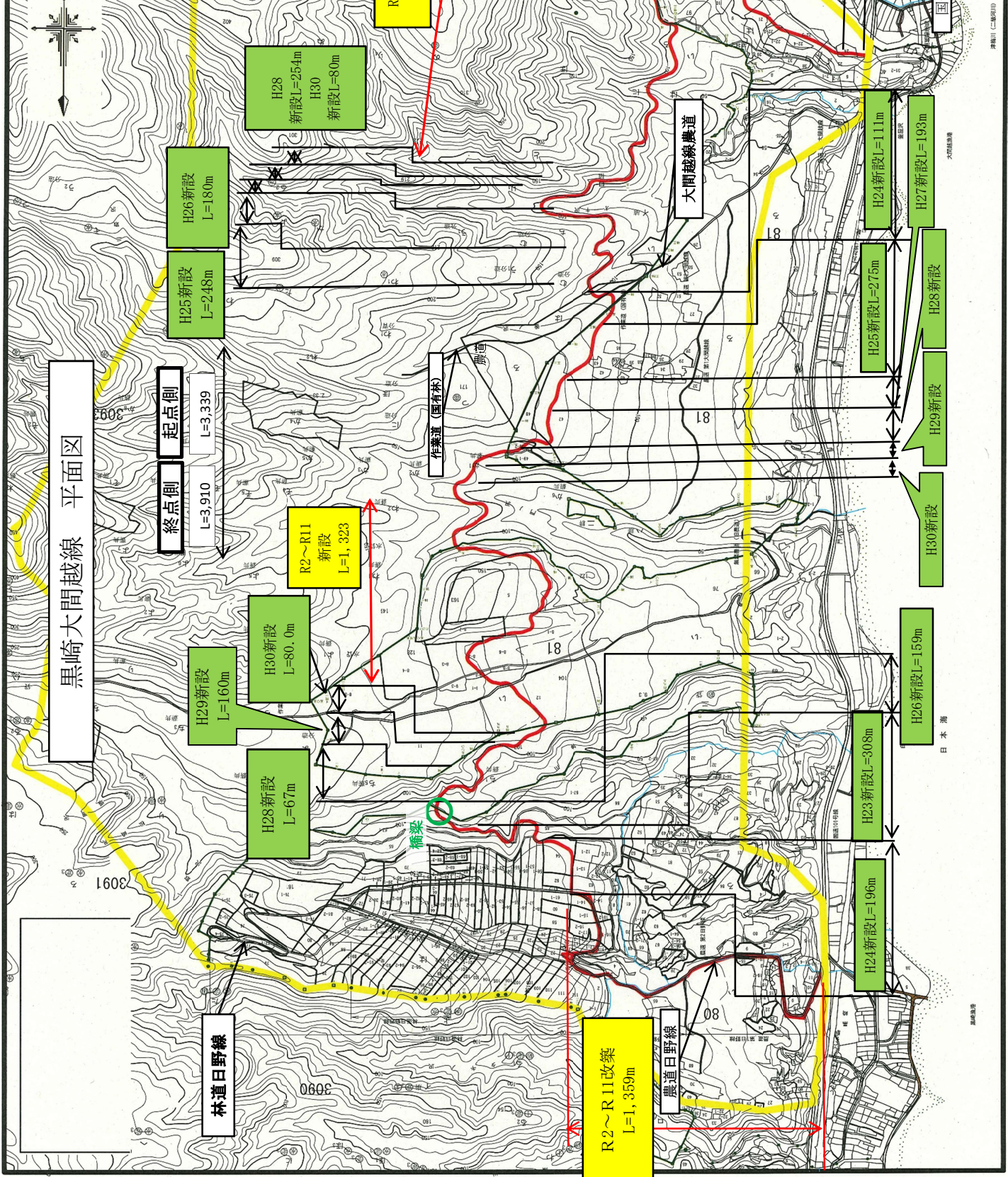


計画延長  
L=7,249m

EP

BP

林道新設・改築 年度別計画表	
年度	新設・改築別 計画延長(m)
H22	新設 300m
H23	新設 308m
H24	新設 307m
H25	新設 523m
H26	新設 339m
H27	新設 193m
H28	新設 321m
H29	新設 220m
H30	新設 160m
R1	新設 (140)m
	小計 2,371m
R2	新設・改築 4,878m
~	
R11	計 7,249m



黒崎大間越線 平面図

終点側 起点側

L=3,910 L=3,339

H26新設 L=180m

H25新設 L=248m

H28新設 L=254m  
H30新設 L=80m

R2~R11 新設 L=1,323

H29新設 L=160m

H30新設 L=80.0m

H28新設 L=67m

R2~R11改築 L=1,359m

農道日野線

H24新設 L=196m

H23新設 L=308m

H26新設 L=159m

H30新設

H29新設

H25新設 L=275m

H24新設 L=111m

H27新設 L=193m

H29新設 L=60m

国道101号

大間越線農道

日本湖

橋梁

林道日野線

作業道(国有林)

大間越線農道

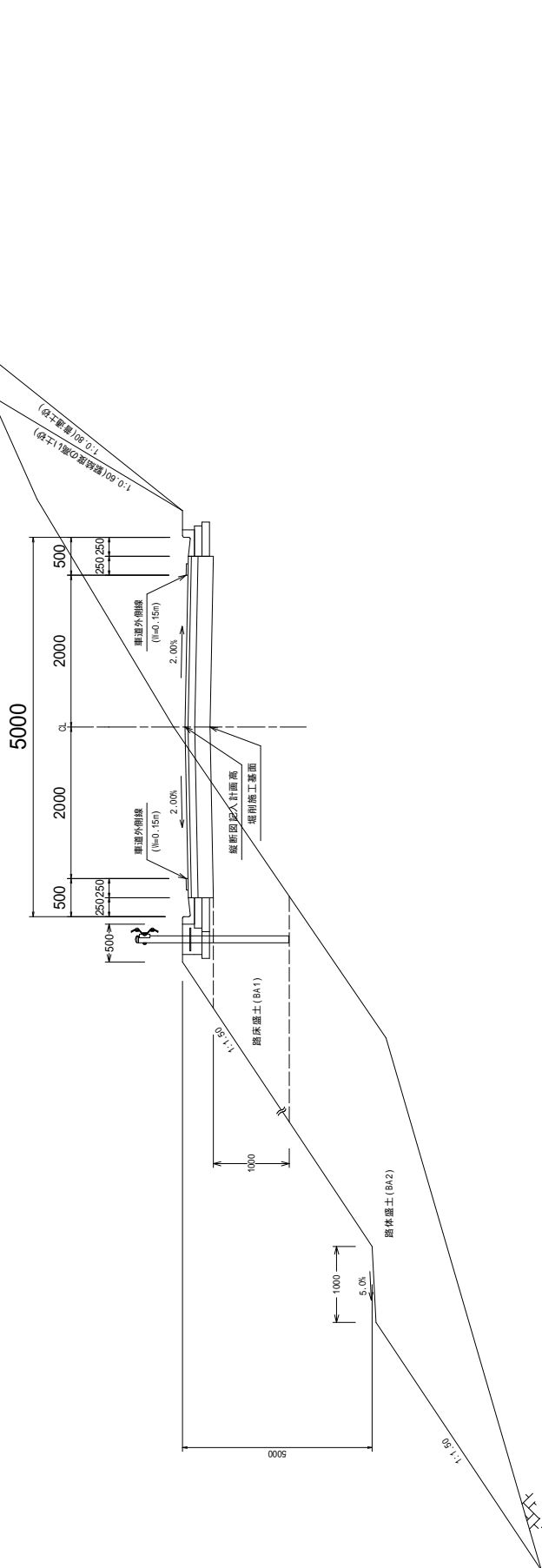
日本湖

橋梁

林道日野線

作業道(国有林)

標準図



## 【整備前と整備後の林道の状況】

### 〔整備前〕



上記写真は、工事着手前の伐開した状況であり、林道整備の遅れが伐採時期を迎えた森林の利用促進の支障となっていた。

### 〔整備後の林道〕



整備後の林道を利用し、森林整備を行う大型車両の通行が容易となることで、広範囲な森林施業が可能となり、森林の利用促進が図られる。

また、一般車両の通行も可能となることから、当該地区の基幹となる国道101号線が自然災害により被災した場合の迂回路としての役割も果たす。



# 路網の区分による役割

【補足説明資料①】

- 森林の整備・保全を適切に実施するとともに、林業の生産性向上を図るためには、路網と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムを構築することが不可欠。
- 路網については「林道」、「林業専用道」、及び「森林作業道」に大別し、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わせた路網ネットワークの整備を進めているところ。

## 林道

### 林道 効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る

- ・ 原則として不特定多数の者が利用可能な恒久的公共施設
- ・ 一般車の通行も想定し安全施設を完備
- ・ 森林整備の基盤はもとより生活環境の改善、災害時の迂回路など地域インフラとなる骨格的な道



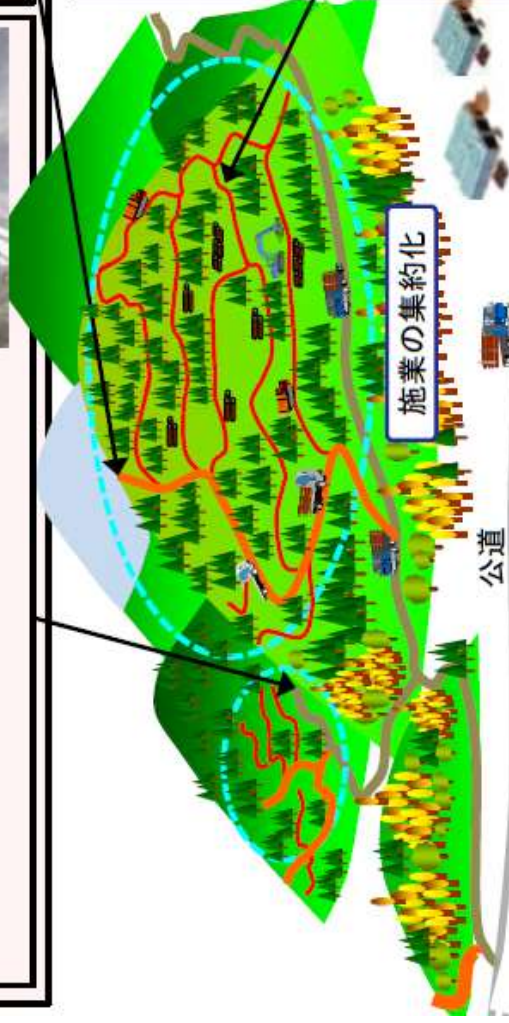
### 林業専用道 専ら森林施業に利用され、木材輸送機能を強化

- ・ 主として森林施業を行うために利用される恒久的公共施設
- ・ 大型の林業用車両の走行を想定した道づくり
- ・ 必要最小限の規格・構造を有する丈夫で簡易な道



### 森林作業道 導入する作業システムに対応し、森林整備の促進を図る

- ・ 森林所有者や林業事業者など、特定の者が森林施業のために利用
- ・ 主として林業機械（2トン積程度の小型トラックを含む）の走行を想定
- ・ 経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることが求められる



# 林道事業「黒崎大間越線」の概要

路線名	黒崎大間越線
林道区分	林道管理区分 級別区分 1 級 設計速度 20~30 km/h
年度	平成22年度
名称	林相区分図 黒崎大間越線
施行地	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字黒崎～大間越
縮尺	S=1:10000
審査者	青森県 森中
設計者	青森県 森中

### 現状

【地理的条件】

- 〇尾根・沢地形で森林地帯が分断
- 〇既存路網の利用区域が限定的
- 〇大型トラクタ等の通行が困難
- 〇高性能林業機械の搬入が困難
- 〇作業現場までの徒歩通勤が長い

【課題】

- 〇広範囲での森林施業の展開
- 〇林業採算性の向上
- 〇作業安全と労働環境の向上

### 林道開設の目的

- 〇作業道及び森林地帯を連絡し森林管理を効率化
- 〇輸送能力の改善
- 〇林業機械導入の促進
- 〇森林地帯の路網整備の促進
- 〇通勤時間の短縮

### 事業効果

【青森県森林・林業基本方針（基本理念）】

緑豊かな森林づくりと森林資源の循環利用

- ・人工林伐採跡地の着実な更新
- ・森林の持つ多面的機能の発揮
- ・地域の暮らしが安定



〇森林経営の意欲後退

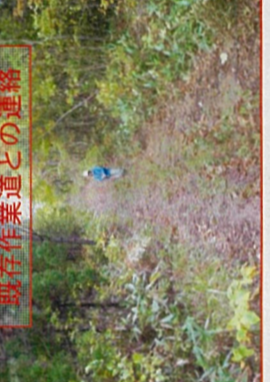
〇森林整備の低迷



森林の持つ多面的機能

- ・水源のかん養
- ・国土の保全
- ・快適な環境の形成
- ・保健・リクリエーション
- ・地球温暖化の防止
- ・生物多様性の保全
- ・林産物の供給

など



日本海

日本海

起点

終点

例

利用区域	計画路線 (完成区間)	計画路線 (計画区間)	林相	針葉樹	広葉樹	伐採跡地
------	-------------	-------------	----	-----	-----	------